

第4回伊奈町まちづくり基本条例懇話会御意見まとめ

(1) 伊奈町まちづくり基本条例素案について

前文に関する意見

- ・前文中の「町なかに」という表現がわかりづらい。町全体ということが伝わる言い方はないか。(削除した方がという他委員の意見あり)

第3条(定義)に関する意見

- ・第3条(2)の定義で、「その執行に関わる職員」と追加していただいたが、第11条の職員の責務で言っている「職員」が第3条の職員にすべて含まれているものなのか。すべての職員が第3条に入っているのか。わかりづらいのでは。一般の方が読むと、職員がどの部署や委員会に配属されているのか等は難しく、教育委員会や選挙管理委員会に関わる職員しか該当しないように読まれてしまう可能性もある。すべての職員が第3条の中に入っているという説明があると理解しやすい。また、第3条と第11条の「職員」が同じということも説明した方が良い。
- ・職員という定義はなく、町の定義があるので、第11条等では「町の職員は」とした方がいいのでは。
- ・「執行に関わる職員(以下「職員」という。)」としても良い。

第4条(まちづくりの基本理念)に関する意見

- ・「町民が輝く」とあるが、まちづくりは今の世代だけではなく、これからの世代も含めた上でまちづくりを進める必要がある。この文面だと今の町民(世代)が輝くだけの様な限定されているイメージがある。
- ・同じく第4条で「町民が輝く」とあるが、具体的にどんな姿が輝く姿なのか、素案の説明欄の中で入れられると良い。または、将来のまちづくりの主体者も含めて等の文言を条文に追記する方法でも。もし入れられないようなら、「町民が輝く」という文言は無くてもよいと思う。

第7条(地域尊重の原則)に関する意見

- ・地域への支援と考えると、町だけではなく議会や地域に住んでいる町民も一緒に行うという自助・共助・公助という考えの中で、地域住民同士で助け合うこ

とも想定しているのであれば、自助・共助・公助を素案の説明欄の中で、お互いに助け合うという意味もあるということを入れてもいいのでは。

第8条（環境配慮の原則）に関する意見

- ・「生物の多様性を保全し、環境への影響に配慮した～」とあるが、環境への影響は一つではなく、この文面だと生物の多様性の保全のみと捉えかねないので、「生物の多様性の保全等」のようにし、環境問題全体に対応できるようにしてほしい。
- ・「環境への影響に配慮したまちづくりの推進に努める」とあるが、「配慮した」と「努める」が重なっており、配慮をする時点で1番優先ではなく、さらに努めるとなると表現が弱くなってしまう。「努める」を削除し「配慮したまちづくりを推進することを原則とする」とすべきでは。

（2）伊奈町まちづくり基本条例検討委員会への提言書案について

- ・提言書の内容もまとまっており、誇れるものになったと思う。
- ・提言書の中に懇話会のメンバーの意見も反映されている。